

資料2

鶴岡市地域防災計画

— 震災・津波対策編 —

— 個別災害対策編 —

修正案

(平成26年3月)

第9節 災害時要援護者の安全確保

【本所】福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課、消防本部、防災安全課

【庁舎】市民福祉課、総務企画課

【関係機関】

- ・市民（災害時要援護者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等
- ・福祉関係機関（社会福祉施設、医療施設、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等）
- ・外国人関係団体（出羽庄内国際交流財団等）
- ・防災関係機関（消防署、消防団）
- ・県（総務部、環境エネルギー部、健康福祉部、県土整備部、病院事業局）、警察本部

1 計画の目的

災害発生時に自力避難等が困難な状況におかれる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等の災害時要援護者の安全確保のために災害情報の伝達・避難誘導體制及び訓練実施体制を整備し、安全な場所への避難誘導、避難先の環境などの状況に応じて、災害時要援護者一人ひとりに合わせた支援を行えるように、行政、市民、防災・福祉・外国人関係団体等が連携し支援体制を確立する。このとき、平常時の要援護者支援担当部局が主体となって、防災部局と連携のもと、災害時要援護者の安全確保に努める。

<達成目標>

市は、災害時要援護者の安全確保を図るために、市民や関係機関と連携し、災害時要援護者情報の収集・共有や避難支援体制など具体的な事項を定めた災害時要援護者避難支援計画を策定し避難支援体制の整備に努める。また、災害時要援護者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、災害時要援護者の受け入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 住宅の安全性向上

住宅の耐震診断や耐震住宅改修に係る地方税の減額制度や県の融資制度の活用などを進め、これにより災害時要援護者の住宅安全性の向上を図る。

② コミュニティの形成

町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、災害時要援護者の支援ができる

よう地域コミュニティの形成を図る。

③情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 避難準備情報等の緊急情報を災害時要援護者や支援者に迅速かつ正確に提供できるように、報道機関等の協力による緊急割込み放送や文字放送に加え、同報系防災行政無線、ホームページ等の情報伝達体制の整備を図る。また、町内会、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

イ 避難場所や避難経路の標識等、災害に関する案内板等の設置に努める。

ウ 避難誘導體制の整備

町内会、自主防災組織、民生・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、災害時要援護者に迅速に避難情報等を伝達するとともに、避難誘導する体制整備を図る。

エ 近隣住民等の共助意識の向上

市は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して災害時要援護者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

④災害時要援護者避難支援計画の作成

市は、災害発生時に災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう、災害時要援護者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を作成する。なお、自主防災組織が策定する災害時要援護者避難支援計画の個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

⑤災害時要援護者情報の把握・共有

市は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため次の措置を講ずる。

ア 災害時要援護者名簿の作成及び更新

市は、災害の発生に備え災害時要援護者名簿を作成し、~~平常時から福祉担当部局、防災担当部局、自主防災組織及び民生・児童委員等と名簿を共有し、災害時に活用できるように努める。~~福祉担当部局と防災担当部局との連携の下、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、~~地域における災害時要援護者の居住状況や避難支援を必要とする事由等を適切に反映した災害時要援護者名簿を作成及び更新を行うものとする。~~

イ 災害時要援護者名簿による情報共有

市は、~~災害時要援護者名簿の取り扱いについては、災害対策基本法、個人情報保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。~~また、災害時要援護者には、保健師又は地域包括支援センターの職員等を派遣し、日常的な安否確認に努め、~~またるとともに、民生・児童委員による「愛の一声運動」などにより、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。~~

ウ 災害時要援護者名簿の提供による支援体制等の整備

市は、~~福祉担当部局と防災担当部局がそれぞれ把握している災害時要援護者情報の共有に努めるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員、児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要援護者に対する支援のあり方や役割分担の調整を図るものとする。~~ただし、個人情報に該当する部分については、市の個人情報保護条例等に則り、適切に取

扱うものとする。消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の災害時に避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、災害時要援護者本人の同意を得たうえで、あらかじめ災害時要援護者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練の実施や災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等を図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

エ 災害時要援護者名簿の作成、更新及び提供等における留意事項

災害時要援護者名簿の作成、更新及び提供等にあたっては、下記の事項に留意のうえ行うものとし、各留意事項の詳細については、災害時要援護者支援計画に定めるものとする。

- a 避難支援等関係者となる者
- b 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲
- c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- d 名簿の更新に関する事項
- e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- f 災害時要援護者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- g 避難支援等関係者の安全確保

⑥ 避難所の設置・運営に関する体制の整備

自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

- ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成及び負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握等、安否確認を行う体制整備を図る。
- イ 避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置などにより、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。
- ウ 避難所において、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字や大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等により情報提供が行われるように体制整備を図る。
- エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。
- オ 避難所での生活が困難な災害時要援護者については、福祉避難所に指定された社会福祉施設等及び公的住宅等への収容並びに移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

⑦ 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるよう、体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市の保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災直後に、避難支援計画に基づき、市社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

⑧防災教育・防災訓練

災害時要援護者の水害時等の支援について、広報誌等により普及・啓発に努める。また、災害時要援護者の避難訓練を実施する。

⑨防災資器材の整備

市は、実情に応じ、災害時要援護者の家族及び自主防災組織等において、移動用の担架等の防災資器材等の整備が進むよう努める。

⑩外国人への支援対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく。

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。また、地域に住む日本語の理解が十分でない外国人に配慮した外国語及びやさしい日本語で記述した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

避難場所や避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業(事業所)等や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(2) 県の役割

ア 避難誘導計画・避難所開設計画作成支援等

イ 生活の場の確保対策

ウ 保健・福祉対策の実施体制の確保

エ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

オ 外国人支援対策

(3) 社会福祉施設等における災害時要援護者対策

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進する。

①防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛防災組織を設置して、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受入れに関する自前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県に情報提供するよう努める。また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救助訓練等を重点とした防災訓練を実施するように努める。また、被災状況等により、施設に長くとどまれない場合などを考慮し、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じてあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況に伴う引渡し基準や条件を詳細に決めておく。

③ 施設、設備等安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品等の落下防止装置、危険物の安全性の強化・維持に努める。

④ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震貯水槽、備蓄用倉庫及び非常用電源設備等の整備に努める。

⑤ 災害時要援護者の受入体制の整備

災害時に、災害時要援護者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

⑥ 津波対策

津波浸水域内の社会福祉施設等の管理者は、浸水に対する安全が確保される避難所等への避難計画を定めるとともに、円滑に避難できるよう避難訓練の実施に努める。

(4) 市及び県の災害予防対策支援

① 社会施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所及び社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

②防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③災害時要援護者の受入体制の整備

社会福祉施設等が災害時要援護者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(5) 市民・企業（事業所）等の役割

①災害時要援護者及び家族の役割

車椅子、背負救助袋等を準備するなど、自らできることについては事前に準備する。災害時要援護者の災害時の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努めるものとする。

②地域の役割

市民は、災害時に隣近所での声掛けなど、災害時要援護者を支援できるように日ごろからコミュニティづくりを進めるものとする。また、町内会や自主防災組織、民生・児童委員、近隣住民など地域の関係者は、協力して災害時要援護者を支援できる体制を作るものとする。

③災害時要援護者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体の役割

日ごろから災害時要援護者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら、避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努めるものとする。

④ボランティア団体の役割

災害時要援護者のニーズに合わせた安全確保体制の整備づくりに協力するものとする。

⑤外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

外国人関係団体に所属する外国人に対し、防災に関する効果的な研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 積雪期の対応

災害時要援護者が居住する建物等の雪下ろしや除雪等について、関係機関の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。また、災害時要援護者が入所している施設管理者は、県及び市と協力して、適時除雪等を実施するものとする。